

三重の森林づくり基本計画
(最終案)

令和6年12月
三 重 県

目 次

序章 三重の森林づくり基本計画変更の考え方	3
1 計画変更の趣旨	3
2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化	5
3 前基本計画の取組の成果と課題	9
4 基本計画の期間	16
〔基本計画編〕	
第1章 基本方針	17
1 条例の基本理念	17
2 基本方針と目標	18
第2章 基本施策	21
【基本方針1】森林の多面的機能の発揮	21
【基本方針2】林業の持続的発展	21
【基本方針3】森林文化及び森林教育の振興	22
【基本方針4】森林づくりへの県民参画の推進	22
第3章 具体的な施策	23
【基本施策1－(1)】「構造の豊かな森林」づくり	23
【基本施策1－(2)】県民の命と暮らしを守る森林づくり	24
【基本施策1－(3)】森林づくりを推進する体制の強化	25
【基本施策2－(1)】林業及び木材産業等の振興	26
【基本施策2－(2)】森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり	28
【基本施策2－(3)】県産材の利用の促進	30
【基本施策3－(1)】森林文化の振興	32
【基本施策3－(2)】森林教育の振興	33
【基本施策4－(1)】県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成	34
【基本施策4－(2)】木づかいの促進	34
第4章 計画の進行管理	35
1 数値目標による進行管理	35
2 年次報告及び公表	35
3 計画の見直し	35
〔重点プロジェクト編〕	
第5章 重点プロジェクト	36
① 「新しい林業」推進プロジェクト	37
② 林業の担い手確保・育成プロジェクト	38

③ みえの木づかい推進プロジェクト.....	39
④ みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト.....	40

序章 三重の森林づくり基本計画変更の考え方

1 計画変更の趣旨

本県では、森林を県民の共有の財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成 17(2005)年 10 月に「三重の森林づくり条例」(以下「条例」といいます。)を制定するとともに、この条例の規定に基づく「三重の森林づくり基本計画」(以下「基本計画」といいます。)を平成 18(2006)年 3 月に策定しました。

条例の基本理念を受けて、「森林の多面的機能の発揮」「林業の持続的発展」「森林文化及び森林環境教育の振興」「森林づくりへの県民参画の推進」の 4 つを基本方針とし、基本方針ごとに中長期的な目標を定め、進行管理を行いながら取組を進めてきました。平成 24(2012)年 3 月には「みえ県民力ビジョン」の策定に合わせて基本計画 2012 に見直しを行い、平成 31(2019)年 3 月にはみえ森と緑の県民税の導入や「みえ森林・林業アカデミー」の開講、「三重県水源地域の保全に関する条例」の制定等の社会情勢の変化に対応するため、基本計画 2019 へと計画を見直し、災害に強い森林づくりや森林の適正な管理の推進、次代を担う林業人材の育成等に取り組んできました。

基本計画 2019 の策定から 5 年が経過する中、国においては、戦後に造成された人工林の約 6 割が 50 年生を超え、蓄積量が令和 4 年度末時点で約 56 億 m^3 となるなど、多くの人工林が利用期を迎え、この充実した森林資源を活用していく段階となっています。こうしたことから、令和 3(2021)年 6 月に、新たな森林・林業基本計画が閣議決定され、森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用を一層推進することにより、2050 年カーボンニュートラルを見据えた、森林・林業・木材産業によるグリーン成長を図ることとされました。

さらに、令和 5(2023)年 5 月には、多くの国民が悩まされている花粉症の解決に向けて、「花粉症対策の全体像」がまとめられ、スギ花粉の発生源となるスギ人工林を令和 15(2033)年度までに約 2 割減少させることを目標に、伐採・植替えの加速化やスギ材の需要拡大等の対策を総合的に推進していくこととされました。

一方、県内の森林については、人工林の約 8 割が 50 年生を超え、多くの森林が利用期を迎えていることから、森林資源の循環利用と林業の持続的な発展、大型需要への県産材の安定供給に向け、林業のスマート化や低コスト造林の推進、林業人材の確保・育成等の対策を進め、主伐・再造林を加速化していくことが求められています。

また、国が平成 31(2019)年度に導入した森林環境譲与税を活用して森林経営管理制度に基づく森林整備等の取組が市町によって進められているほか、令和 6(2024)年度からみえ森と緑の県民税の第 3 期制度をスタートさせ、両税それぞれの用途や目的を棲み分け、両税を有効活用した三重の森林づくりを市町と連携して一層進めていくこととしています。

令和 3(2021)年 2 月には、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会として、県民全体で森林を支える社会づくりの実現に大きく貢献する、全国植樹祭を令和 13(2031)年に招致することを県議会において表明しました。

さらに、これまで取り組んできた森林環境教育や木育をより一層推進するため、令和 2(2020)年 10 月に「みえ森林教育ビジョン」を策定したほか、建築物をはじめ、日常生活や事業活動におけるさまざまな場面での積極的な木材利用を進めていくことを目的に、令和 3(2021)年 4 月

に「三重の木づかい条例」を施行し、同条例に基づき、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくため、同年10月に「みえ木材利用方針」を策定しました。

令和3(2021)年3月には、森林資源と木材需要、森林環境教育・木育をめぐる状況の変化に加え、森林経営管理制度の創設により市町の森林・林業行政における役割が一層拡大したことから、「三重の森林づくり条例」を改正し、新たに市町と協働して三重の森林づくりを進めていくことなどが規定されました。

このように本県の森林・林業を巡る社会情勢は大きく変化しており、これらの変化に的確に対応しつつ、長期的な視点も持ちながら三重の森林づくりを進めていく必要があります。このため、県民や市町、森林所有者、林業事業者など関係者の皆さんに森林・林業に関する具体的な施策の方向を示し、関係者が一丸となって三重の森林づくりに取り組んでいけるよう、今回、「三重の森林づくり基本計画」を変更するものです。

2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化

(1) 国の新たな森林・林業基本計画の策定

国では、森林・林業施策の基本的な方針等を定める森林・林業基本計画について、森林・林業をめぐる情勢の変化等をふまえて、おおむね5年ごとに変更することとしています。

令和3(2021)年6月に閣議決定された新しい森林・林業基本計画では、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現するほか、森林が豊かな生物多様性を支える重要な構成要素であるとの認識に立ち、持続的な林業生産活動を通じて多様な森林の形成をめざした森林資源の適正な管理・利用、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換が可能となる「新しい林業」に向けた取組の展開、木材産業の競争力の強化、都市等における「第2の森林」づくり、新たな山村価値の創造、の5つを柱として施策に取り組むこととされました。

(2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた動き

深刻化する地球温暖化問題については国際的な対応が求められ、令和2(2020)年以降の温室効果ガス排出削減に関する枠組であるパリ協定が発効される中、気候変動による影響が各方面で現れていることから、日本を含む多くの国々が「2050年カーボンニュートラル」を表明しました。また、令和2(2020)年12月に、国はグリーン社会の実現を目指し、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた工程表である「グリーン成長戦略」を公表しました。

森林・林業・木材産業分野においては、森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する目標の達成に向けた適切な森林整備・保全や木材利用等の取組を通じ、中長期的な森林吸収量の確保・強化を図り、2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成や、2050年カーボンニュートラルの実現への貢献をめざすこととしています。このため、適切な間伐の実施等の取組に加え、人工林においては「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用の確立を図り、木材利用を拡大しつつ、成長に優れたエリートツリーによる再造林等により成長の旺盛な若い森林を早期かつ確実に造成していくなどの取組を推進していくことが重要となっています。

(3) 森林環境税及び森林環境譲与税の導入

国においては、パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31(2019)年4月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を施行し、森林環境税及び森林環境譲与税を創設しました。

この森林環境譲与税については、令和元(2019)年から全国の都道府県及び市町村に譲与されており、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に活用されています。

また、森林環境譲与税の財源として、令和6(2024)年度からは森林環境税の課税が開始されていることから、市町及び県における森林環境譲与税を活用した森林整備や林業人材の育成等の取組に対する県民の注目が集まっています。

(4) 森林経営管理制度の運用開始

経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受けて経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することを可能とする森林経営管理制度が創設され、令和元(2019)年度から運用されています。

この森林経営管理制度は市町村が主体的に進めていく制度であることから、森林・林業行政における市町村の役割はますます重要となってきた一方で、県内の市町においては林務担当者が不足するなど、それぞれの課題を抱えていることから、円滑に制度が運用され、さらなる森林経営管理制度の推進が図られるよう、県として市町の課題に応じたサポートを行っていく必要があります。

(5) 「みえ森林教育ビジョン」の策定

私たちの暮らしにおいて木材が使われる機会が減少する中で、本県の森林は、人工林の多くが本格的な利用期を迎えているにもかかわらず十分に活用されず、森林を整備・更新することが難しくなっています。また、人口減少や少子高齢化の進展、気候変動等により、これまで当たり前と考えてきた暮らしや経済の持続可能性が脅かされてきており、SDGsの達成や脱炭素社会の実現等に向けて、あらためて、森林や木材と私たちの関係を見つめ直す時期に来ていたことから、森林と私たちの暮らし、経済がともに持続可能で豊かな社会を作っていくことを目的に、「みえ森林教育ビジョン」を令和2(2020)年10月に策定しました。

「みえ森林教育ビジョン」において、①森林や木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会づくりへ向けた教育、②森林に関わる活動やビジネスを志すきっかけとなる教育、③自ら考え、判断して行動する力を育む森林教育、の3つの基本的考え方を設定し、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築や、森林をフィールドとした体験活動の機会の拡大等を進めています。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で外出が控えられたため、森林や自然を体験できる機会が減少していました。しかし、令和5(2023)年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、県民が森林や自然とふれあえるフィールドとなる自然公園施設等における自然体験のニーズが回復しつつあることから、引き続き、「みえ森林教育ビジョン」に基づく取組を進めていく必要があります。

(6) 「三重の木づかい条例」の制定

木材を利用することは、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資するほか、県民の皆さんの健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与します。

しかし、生活様式の変化等により木材利用は減少傾向にあるとともに、長期にわたって木材価格が低迷するなど、木材利用を取り巻く状況は深刻なものとなっていることから、令和3(2021)年4月に「三重の木づかい条例」を施行し、県、市町が整備する公共建築物等における木材の利用や、日常生活や事業活動においても積極的に木材利用に取り組み、さまざまな形で暮らしの中に木を取り入れるなど、県を挙げて木材利用を推進することとしました。

また、県民一人ひとりが木材利用の意義を認識し、人生を豊かなものにしていくため、木材利用に関する必要な措置を講じるための指針として、同条例に基づいて「みえ木材利用方針」を令和3(2021)年10月に策定し、原則、県の整備する公共建築物は木造・木質化するなど、木材利用の推進に関する施策の総合的かつ計画的に推進しています。

(7) 「三重の森林づくり条例」の改正

平成 17(2005)年 10 月に「三重の森林づくり条例」が制定されて以降、森林経営管理制度の創設により、森林・林業行政における市町の役割が拡大し、県と市町が緊密に連携して森林づくりを進めていくことが重要になるとともに、「みえ森林教育ビジョン」の制定、森林資源の本格的な利用期の到来や木材需要の多様化など、森林・林業を取り巻く環境が大きく変化しました。

これらの森林・林業をめぐる情勢の変化をふまえて、令和 3 (2021)年 3 月に「三重の森林づくり条例」を改正し、新たに県と市町とが協働して三重の森林づくりを進めていくことなどが規定されました。

(8) みえ森と緑の県民税の見直し

県では、平成 26(2014)年度からみえ森と緑の県民税を導入し、県と市町が役割分担して災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりに取り組んでいます。

平成 30(2018)年度にみえ森と緑の県民税の見直しを行い、令和元(2019)年度から第 2 期制度をスタートしましたが、令和 5 (2023)年度末で 5 年が経過することから、第 2 期の取組状況について評価・検証したうえで、見直しを行いました。

その結果、依然として台風の大型化や異常気象に伴う災害が全国各地で発生するなど、災害に強い森林づくりの必要性が高い状況が続いていること、また、県民全体で森林を支える社会づくりには、森林教育等の取組を長期的・継続的に実施していくことが重要であることから、第 3 期制度として、引き続き取り組むこととしました。

また、国の森林環境譲与税との関係については、使途や目的を棲み分け、「三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方」を定めて市町と共有し、両税を有効活用した三重の森林づくりを進めています。

(9) 花粉発生源対策の推進

国では、多くの国民を悩ませている花粉症問題の解決に向けて、令和 5 (2023)年 10 月 11 日の関係閣僚会議において、「花粉症対策の全体像」で想定している期間の初期の段階から集中的に実施すべき対応を「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」としてとりまとめました。

このパッケージにおける花粉発生源対策として、花粉の発生源となるスギ人工林の伐採面積を現行の約 5 万 ha/年から 10 年後には約 7 万 ha/年まで増加させるため、重点的に伐採・植替え等を実施する区域を設定し、花粉の少ない苗木・他樹種への植替え等を進めることが示されました。

県においても、国が定めた方針に基づき、重点区域を設定し、花粉の少ない苗木への植替えなど、花粉発生源対策を推進していくこととしています。

(10) 利用期を迎えた森林資源の活用促進

林業の採算性の悪化により、伐採後の再造林費の捻出が厳しい状況であることから、多くの森林所有者が主伐を控えています。また、再造林を行ったとしても、ニホンジカ等の食害により更新が困難になるなどの事例が森林所有者の森林経営意欲をさらに後退させています。

一方で、県内の森林については、人工林の約 8 割が 50 年生を超えており、森林資源が充実している状況となっています。

多くの県民から期待されている温室効果ガスの吸収源としての機能を高めるとともに、林業の成長産業化を図り、持続可能な林業の確立や大型需要者へ県産材を安定的に供給していくため、林業のスマート化による生産性の向上のほか、伐採と造林の一貫作業システムの導入や成長・材質の優れた苗木の植栽等による低コスト造林を促進し、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を推進していく必要があります。

(11) 林業人材の確保・育成

本県の林業就業者数は、令和2(2020)年の国勢調査では930人と、40年前に比べて約4分の1に減少しており、長期的に減少傾向となっています。

今後、森林資源の循環利用に向けた主伐・再造林の加速化や、森林環境譲与税を活用した林業経営に適さない森林における森林整備の増加が見込まれる中、森林を適正に管理し、林業を持続的に発展させていくためには、林業労働力の確保・育成が課題となっています。

このため、「みえ森林・林業アカデミー」において主に既就業者を対象として、次代を担う林業人材を育成するほか、「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携して、新規就業者の確保に向けた取組を進めていくことが重要となっています。

また、国においては、国際的な人材確保に向けて、「特定技能制度」1号に林業の職種が追加されるなど、新たな労働力の確保への期待が高まっていることから、外国人材を含めた多様な労働力を確保していくための労働環境や受け入れ体制の整備を進めていく必要があります。

(12) 全国植樹祭の招致の表明

全国植樹祭は、国土緑化運動の中心かつ全国的な行事として、天皇皇后両陛下の行幸啓を仰ぎ、「公益社団法人国土緑化推進機構」と都道府県との共催によって毎年開催されており、全国各地から多数の参加者を得て、両陛下によるお手植え・お手播きや各種表彰、参加者による記念植樹等が行われています。

本県では、昭和55(1980)年の「三重県民の森」における第31回全国植樹祭以降は開催されていませんでしたが、令和2(2020)年12月21日の三重県議会において「全国植樹祭の招致に関する決議」が全会一致で可決され、令和3(2021)年2月17日には知事が、県議会において「紀伊半島大水害から20年の節目となる令和13年に招致する」ことを表明しました。

全国植樹祭を本県で開催することは、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であることから、開催に向けて準備を進めていく必要があります。

(13) 木材需給を巡る状況の変化

国においては、今後も少子高齢化による人口減少が進むと推計されており、新設住宅着工戸数の減少傾向も継続する見込みです。こうした中、建築物分野での木材需要の拡大には、これまで木造化が進んでいなかった中高層建築物、オフィスビルや商業施設等の低層非住宅建築物の木造・木質化を進め、新たな木材需要を創出していくことが重要となっています。

こうした中、県においては、「三重の木づかい条例」に基づく「みえ木材利用方針」を策定し、県産材利用の推進に取り組んでいるほか、市町においても「木材利用方針」の策定や森林環境譲与税を活用した木材利用の取組が進められており、公共建築物を中心に、積極的な県産材利用の動きが広がってきています。

また、木材価格については、昭和55(1980)年にピークを迎えたあと、2000年代にかけて木材需要の低迷や輸入材との競合により下落し、その後ほぼ横ばいで推移していましたが、令和3(2021)年に米国における木材需要の高まりや海上輸送の混乱等により、全国的な木材価格の高騰、いわゆるウッドショックが発生し、本県においても大きな影響がみられました。令和4(2022)年から令和5(2023)年にかけては、ウッドショックの収束により、木材価格は下落傾向にあります。こうした海外の情勢による木材需給のひっ迫が発生したことにより輸入材のリスクが顕在化したことを受け、国産材への転換の動きが進んでいることから、県ではこの動きに対応して、原木や製品をこれまで以上に安定供給できる体制の構築をめざし、サプライチェーンを強化していくことが必要です。

3 前基本計画の取組の成果と課題

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

(前計画の取組の成果)

【主な指標】

指 標	単位	R5(2023) 目標値	R5(2023年) 実績値
公益的機能増進森林整備面積（累計）	ha	10,900	9,783
山地災害危険地区整備着手地区数（累計）	地区	2,259	2,268
新植地の被害率（獣害）	%	-	3.1
森林境界明確化面積（累計）	ha	38,000	34,156

- 平成 31(2019)年度から令和 5(2023)年度までに、県及び市町の公的主体による公益的機能の発揮をめざした間伐等の森林整備を進め、環境林を中心に 9,783ha の森林において整備を実施しました。
- 山地災害を未然に防止するため、山地災害危険地区における治山施設の整備を進め、令和 5(2023)年度末時点で累計 2,268 地区の山地災害危険地区で事業に着手しています。また、集中豪雨等により発生した災害の復旧工事や機能が低下した保安林の機能向上を図る本数調整伐を実施しました。
- 増加するニホンジカ等の野生鳥獣による被害を防止するため、みえ森と緑の県民税を活用し、植林地への獣害防止施設等の設置への支援や設置後の点検を強化するとともに、ニホンジカの生息頭数を適正化するための効率的な捕獲方法の研究等を進めました。
- 森林整備を進めるうえで必須となる森林境界明確化について、市町における森林環境譲与税を活用した事業を中心に進められ、令和 5(2023)年度末時点で累計 34,156ha の森林で境界明確化が実施されました。
- みえ森と緑の県民税を活用し、150 箇所、608ha の森林において流木となるおそれのある危険木の除去や溪流沿いの山腹で土砂や流木の流出を抑止するための災害緩衝林を整備しました。また、災害緩衝林の周辺等における流域全体の防災機能を強化する森林整備が、13 市町の 1,652ha の森林において実施されたほか、令和 2(2020)年度からは台風時等の倒木被害により電線等のライフラインを寸断するおそれのある危険木の事前伐採が進められ、11 市町で約 1 万 3 千本の危険木が伐採されました。
- 令和元(2019)年度から全国の市町村に譲与されている森林環境譲与税を活用し、令和 5(2023)年度末時点で、22 市町において森林経営管理法に基づく意向調査等の取組が進められており、林業経営に適さない森林を中心に 3,014ha の間伐等の森林整備が実施されました。県では、市町の取組が円滑に進むよう、「みえ森林経営管理支援センター」に市町への専門的・技術的な助言が可能なアドバイザーを配置するなど、市町の支援に取り組みました。
- 荒廃した溪流内や治山施設に異常に堆積した土砂や流木について、集中豪雨等により下流へ流出することを防止するため、みえ森と緑の県民税を活用し、13 箇所において、18,787 m³ の土砂及び 149 m³ の流木の搬出・除去を実施しました。

(課題)

- 公益的機能増進森林整備面積については、令和5(2023)年度末時点の累計は9,783haとなり、目標は達成できませんでした。市町においては、令和元(2019)年度から譲与されている森林環境譲与税を活用し、手入れ不足の森林の整備が進められ、単年度での森林整備面積は年々増加してきていますが、所有者の世代交代に伴い境界が不明確になっている森林が増加していることや、市町の林業職員の不足等から、森林整備の着手が遅れていることが大きな要因となっています。

市町における森林環境譲与税を活用した取組をはじめ、公的主体による森林整備の促進に向けては、引き続き、市町の課題に応じた人的・技術的な支援に取り組むとともに、公益的機能が低下した保安林の整備や流域全体での防災機能強化等の既存事業と併せて、計画的に森林整備を進めていく必要があります。
- ニホンジカ等の野生獣による被害率は、獣害防止施設の整備への支援等の対策の結果、5%程度で推移しており、平成29(2017)年度の被害率20%と比較すると大幅に低下していますが、依然として被害は発生しています。獣害による再造林意欲の低下を起因とした再造林放棄地や更新不良地の増加を防ぐため、引き続き、効率的な捕獲と被害対策を進める必要があります。
- 山腹崩壊・地すべり・崩壊土砂流出等による災害発生の危険性がある山地災害危険地区において、重点的に治山ダム等の施設を整備し、県民の安全・安心の確保につなげていますが、令和5(2023)年度末時点で山地災害危険地区の判定箇所は合計で4,192地区あることから、引き続き、治山事業等による施設整備を進めていく必要があります。
- 森林所有者の林業経営意欲の低下や相続による世代交代等により境界が不明確な森林が増加し、所有者の特定等が困難になってきていることから、森林の多面的機能の発揮に必要な森林整備を促進するため、森林境界の明確化をより一層進めていくことが重要です。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、人工林の伐採・植替えを促進することで森林の若返りを図り、森林のCO₂吸収機能を高めていく必要があります。また、持続的に森林の多面的機能を発揮させていくためには、伐採後の確実な更新を進めることが特に重要となります。さらに、森林のCO₂吸収機能に経済的価値を生み出すJ-クレジット制度等の活用促進により新たな収益を獲得し、間伐等の適正な森林整備を拡大していく必要があります。
- 令和元(2019)年10月台風による宮城県等の東日本での土砂災害や令和2(2020)年7月豪雨による九州地方での土砂災害、令和6(2024)年1月1日に発生した石川県能登半島地震など、大規模な自然災害が全国各地で頻発しており、引き続き、治山事業やみえ森と緑の県民税による災害に強い森林づくりを着実に進めていく必要があります。
- 国民の約4割が罹患しているといわれている花粉症対策の一環として、花粉の発生源となっているスギ・ヒノキ林において花粉の少ない苗木への植替えを促進し、花粉の発生を抑えた多様で健全な森林へ転換していく必要があります。

【基本方針2 林業の持続的発展】

(前計画の取組の成果)

【主な指標】

指標	単位	R5(2023) 目標値	R5(2023年) 実績値
県産材素材生産量	千m ³	415	452
林業人材育成人数(累計)	人	320	303
製材・合板需要の県産材率	%	50.0	56.4

- 間伐や路網整備への支援に取り組むとともに、森林施業の集約化、生産性向上に向けたスマート林業の普及、林業人材の育成、県産材の需要拡大など、川上から川下までの総合的な対策に取り組み、県産材素材生産量は令和5(2023)年度に45万2千m³となり、計画開始時と比べ、1.3倍に増大しました。
- 平成31(2019)年4月に本格開講した「みえ森林・林業アカデミー」において、新たな視点や多様な経営感覚を備えた林業人材の育成として、主に既就業者を対象としたディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースの基本3コースや市町職員講座等を開催し、令和5(2023)年度末時点で、累計303人の育成を行いました。
- 県内の製材工場等において取り扱う原木を外国産材・県外産材から県産材へ転換していくため、県内の建築士、素材生産事業者、製材事業者等の人的ネットワークの形成によるサプライチェーンの強化に取り組んだ結果、令和5(2023)年度末時点で製材・合板需要の県産材率は56.4%となりました。
- 令和3(2021)年4月に施行した「三重の木づかい条例」に基づき、同年10月に「みえ木材利用方針」を策定し、県の整備する公共建築物の木造・木質化や公共土木工事での県産材の積極的な利用を推進した結果、令和5(2023)年度までに県の78施設の公共施設の木造・木質化が進んだほか、治山ダムやガードレールに県産材を活用するなど、県産材需要の拡大につながりました。
- 県産材の需要拡大に向け、建築物分野では、中大規模建築物や非住宅等の木造設計を行える人材の育成や木造非住宅建築物の設計費の支援に取り組むとともに、建築物以外での生活のさまざまな場面においても木材が利用されるよう、県産材を活用した魅力的な建築物のコンクールや、日常生活において使用する県産木製品に関するコンテストを通じた県産材のPR等に取り組み、令和5(2023)年度末時点での県産材の需要量は21万9千m³となりました。
- 林業・木材産業のスマート化の実現に向け、令和5(2023)年度末時点で2,864km³の航空レーザ測量を実施して、森林資源情報を整備したほか、林業事業者におけるスマート技術を活用した機器の導入を支援しました。また、令和4(2022)年9月には、産官学民の連携のもと「みえスマート林業推進協議会」を設置し、スマート技術に関する先進事例の情報収集や発信、研修会の開催、現場実装に関する調査・検証等を行い、スマート林業の実現に向けて、林業関係者間での普及に取り組みました。
- 林業の担い手の確保については、首都圏等での就業相談会への出展のほか、林業体験ツアーや県内高校生を対象とした就業相談会の開催等に取り組み、毎年30名程度の新規就業者を確保しています。また、新規就業者の確保対策、林業従事者のスキルアップや新たなチャレンジへの支援、林業事業者の育成強化など、総合的な林業人材・経営体育成支援を実施するこ

- とを目的に令和3(2021)年8月に設立された「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携し、就業希望者から既就業者まで一貫した人材育成と活動支援が行える体制を構築しました。
- 林業事業体における施設外就労等の促進や障がい者の就労機会のさらなる拡大に向け、令和5(2023)年度末時点で、林業と福祉をつなぐコーディネーターを8人育成するとともに、コーディネーターの活動への支援を行い、16件の林福連携の取組につなげ、新たな担い手の確保や障がい者の活躍の場の創出につなげました。

(課題)

- 県内の人工林の約8割が50年生を超え、森林資源が利用期を迎えていることから、林業の持続的な発展や大型需要への県産材の安定供給に向けては、主伐・再造林を促進し、素材生産量を増大していくことが必要ですが、山元立木価格の長期低迷を背景に、木材販売による収益に対し、伐採から再造林・保育に係る経費が高く、採算性が悪化していることから、主伐・再造林が控えられています。このため、これまで進めてきた施業集約化や路網整備等の取組に加え、ICT等のスマート技術の導入の促進や低コスト造林を推進し、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を図り、持続可能な循環型林業を確立していく必要があります。
- 平成30(2018)年度の県内における大型合板工場や複数の木質バイオマス発電施設の立地により、B・C材の需要が増大していますが、需要量に対して供給量が不足しています。また、世界的な木材需給のひっ迫による木材価格の高騰により、外国産材の代替として県産材の需要が高まっていることから、川下の需要の増加やニーズの多様化にも的確に対応できるよう、川上から川下までの関係事業者が連携して原木を安定供給できるサプライチェーンを構築し、木材流通の効率化を図る必要があります。さらに、持続的な林業経営に向け、再造林を考慮した林業の採算性を確保するため、木材販売による収益性が相対的に高いA材の需要の拡大も必要となります。
- 「みえ森林・林業アカデミー」の基本コースについては、毎年定員(25名)を上回る応募があるものの、主に既就業者を対象としていることにより受講生の業務上や家庭の都合で受講を途中辞退する者が生じています。今後は、受講生や受講生を派遣する事業体のニーズ等の把握や、カリキュラムのブラッシュアップに努めるとともに、令和5(2023)年4月に供用を開始した「みえ森林・林業アカデミー棟」の充実した教育環境を十分に活用し、林業人材の育成を進めていく必要があります。
- 少子高齢化による人口減少等の影響により、新設住宅着工戸数は減少していくと予想されていることをふまえ、県産材の需要を拡大していくためには、住宅に使用される県産材の割合を高めていくとともに、木材の使用割合が低位に留まっている非住宅建築物での木材利用を拡大していく必要があります。また、建築物だけでなく、県民の日常生活や事業活動の幅広い場面においても、県産材利用を促進していくことも必要です。
- 意欲と能力のある林業事業体において効率的な木材生産活動が行われるよう、林業経営の成り立つ森林においては、森林経営計画や森林経営管理制度に基づく施業の集約化をさらに促進する必要があります。
- 林業現場は厳しい自然条件下での人力作業が多く、作業の省力化・効率化が大きな課題となっていることから、効率的な路網整備や高性能林業機械の導入のほか、ICT等の技術を活用したスマート林業の現場実装を加速化していく必要があります。
- 林業就業者数が減少している中で、持続可能な循環型林業の確立に向けた主伐・再造林を促進していくためには、社会状況の変化やニーズに対応し、新たな視点や多様な経営感覚を備えた、次代を担う林業人材を確保・育成していく必要があります。また、少子高齢化による人口減少もふまえ、異業種との連携や外国人等の多様な人材の活用も促進していく必要があります。

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

(前計画の取組の成果)

【主な指標】

指 標	単 位	R5(2023) 目標値	R5(2023年) 実績値
森林文化・自然体験施設等の利用者数	千人	1,549	1,360
森林環境教育支援市町数	市町	23	20
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	人・団体	200	204

- 森林文化・自然体験施設等の利用者を増加させるため、「三重県民の森」や「三重県上野森林公園」での自然観察会の開催や、みえ森と緑の県民税を活用した近畿自然歩道等における自然観察ツアーの開催に取り組んだ結果、令和5(2023)年度における利用者数は136万人となりました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、感染リスクの低い近場の自然体験施設の需要が増えたことにより、主に地域住民に利用されている森林公園の利用者は増加しましたが、観光として多く利用されている自然歩道等の利用者は大幅に減少しました。
- 学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」の運営や、小中学校における森林教育の出前授業の実施などの支援を行った結果、森林環境教育支援市町数については、令和5(2023)年度は20市町となりました。
- 地域に密着した森林環境教育・木育指導者数については、「みえ森づくりサポートセンター」で指導者養成講座を開催し、森林教育の指導者の養成に取り組んだ結果、令和5(2023)年度末時点では、204人となりました。
- これまで取り組んできた森林環境教育・木育を発展させ、森林や木材と私たちの関係をより良いものにしていくため、森林や木・木材に親しみ、自ら考え、判断して行動できる人づくりを目標とした「みえ森林教育ビジョン」を令和2(2020)年10月に策定し、その実現に向け、森林教育シンポジウムの開催や小学校における森林教育に活用される「みえ森林ワークブック」を作成し、森林教育の裾野の拡大に取り組みました。
- 木製の玩具や森林に関する絵本等が常設され、気軽に森林や木・木材の魅力にふれることができる「みえ森林教育ステーション」の認定に向けた支援を行い、令和5(2023)年度末時点で累計29施設の施設を認定しました。また、令和3(2021)年度には「三重県民の森」の自然学習展示館の改修を行い、森林教育の実践フィールドや、森林教育指導者の活躍の場として活用し、令和5(2023)年度末までに累計で約2万2千人に利用されました。
- 身近な自然とのふれあいの場となる里山の保全等については、市町においてみえ森と緑の県民税を活用した里山整備等に取り組む活動団体への支援が実施されており、地域住民や団体等による自主的な保全活動が促進されています。
- 森林文化の振興については、みえの森フォトコンテストの開催やその入賞作品の展示により森林文化の魅力の発信を行うとともに、三重県が誇る自然景観等の地域資源を活用した自然体験ツアーの開催により森林文化を体験する機会を提供しました。

(課題)

- 山村地域における過疎化の進行や生活様式の変化に伴う人と里山との関りの減少、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による自然体験機会の喪失等により、人と森林・自然との関係が希薄化しています。このため、森林文化や森林教育の振興に向けては、市町・活動団体等のさまざまな主体と連携し、継続的に身近な自然とのふれあいの場となる里山等を整備するとともに、自然体験イベントを開催するなど、森林や自然環境の大切さを学べる環境を充実させていく必要があります。
- 「みえ森林教育ビジョン」に基づき、森林教育の裾野を拡大していくため、森林教育に気軽にアクセスできる場や機会の拡大、保育や教育への森林教育の普及、大人や企業を対象とした森林教育の拡充、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築等の取組をさらに進めていく必要があります。
- 子どもの頃に森林とふれあう機会が多いほど、積極的に森林に関わっていきたいと考える傾向があることから、森林教育指導者による支援や森林教育プログラムを充実させるなど、学校教育や保育現場において森林教育に取り組みやすい環境づくりを進めていく必要があります。

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

(前計画の取組の成果)

【主な指標】

指 標	単 位	R5(2023) 目標値	R5(2023年) 実績値
森林づくり活動への参加団体数	団体	119	119
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数(累計)	者	40	43
三重の森林づくりへの関心度	%	40.0	46.6 ※

※ 令和5年度からアンケートの実施方法が変更となったため、令和5年度以降は傾向を把握するための参考数値となります。

- 県民の皆さんの森林づくり活動への参画を促すため、地域で実施される森林づくり活動の相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、活動に必要な基礎知識や技術に関する講座の開催や資機材の貸し出しなど、森林づくり活動団体への支援を行ったほか、森林づくり活動に取り組もうとする企業と活動フィールドのマッチングサポートに取り組んだ結果、令和5(2023)年度の森林づくり活動への参加団体数は119団体となりました。
- 県民全体での木づかいを促進するため、観光業界や飲食店等へ働きかけるなど、PR効果の大きい民間事業者による自発的な木づかいを推進した結果、令和5(2023)年度末時点で新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数は43者となりました。
- 県民の皆さんの森林や緑を大切に思う意識を醸成するため、県民参加の植樹祭や森の学校を開催するとともに、「公益社団法人三重県緑化推進協会」と連携し、児童・生徒を対象とした国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクールの開催等に取り組んだ結果、令和5(2023)年度の三重の森林づくりへの関心度は46.6%となりました。
- 企業の森については、SDGsやカーボンニュートラルへの貢献の気運の高まりから、CSR活動として森林づくりに関わろうとする企業が増加しており、令和6(2024)年3月現在で30箇所157haの森林において企業と地域との連携を深めつつ森林整備等が進められています。

(課題)

- 森林の恩恵は広く県民が享受しているものであり、森林は県民共有の財産であるとの認識を深めていくため、森林や木づかいに関するイベントの開催や情報発信に取り組む必要があります。
- 森林づくりに取り組む県民・企業・団体等のさらなる拡大に向け、引き続き、森林づくりに必要な知識・技術を学ぶ研修機会の提供や、ニーズに合った活動フィールドの提案等に取り組む必要があります。
- 令和 13(2031)年の招致を表明している全国植樹祭は、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であることから、開催に向けて準備を進めていく必要があります。
- 森林づくりに取り組むNPO、企業、教育機関、行政等によるネットワークを構築し、それぞれの交流や情報交換等を通じ、県民の森林づくりへの意識を醸成していく必要があります。
- 「三重の木づかい条例」に基づき、さまざまな形で暮らしの中に、県産材をはじめとする木材が取り入れられている社会づくりを進めていくため、気軽にできる木づかいとして、生活の中で利用機会の多い身のまわりの生活用品における木材利用の推進に取り組む必要があります。

4 基本計画の期間

平成 31(2019)年 4 月に策定した基本計画では、森林・林業を取り巻く社会情勢の変化のスピードが速まっていることや、概ね 5 年を目安として基本計画の見直しを行っていることをふまえ、条例で掲げている「100 年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現」をめざしていくための中長期的な目標設定として、計画策定時から 10 年先を目標年次として施策を展開しました。

今回の基本計画においても、社会情勢の変化やこれまでの基本計画の見直し時期を考慮し、目標年次を令和 7(2025)年度から 10 年後の令和 16(2034)年度とし、その実現に向けて必要な施策を示すこととします。

第1章 基本方針

1 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることに鑑み、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることに鑑み、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることに鑑み、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- 基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- 基本方針2 林業の持続的発展
- 基本方針3 森林文化及び森林教育の振興
- 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

2 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針と、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間で実現をめざす目標は、それぞれ次のとおりです。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、カーボンニュートラルの実現に向けて期待が集まっているCO₂吸収機能をはじめ、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。

このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握、森林の公的管理、適正な伐採と確実な更新を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【主な指標】

指 標	単 位	現状R5(2023)	R16(2034)
公益的機能増進森林整備面積※1	ha(累計)	2,265 (参考：R5単年) ※5	22,900
再造林面積※2	ha	127	471
山地災害危険地区整備着手地区数※3	地区(累計)	20 (参考：R5単年) ※5	200
森林境界明確化面積※4	ha(累計)	34,156	63,600

※1 公益的機能増進森林整備面積とは、公益的機能の発揮をめざして、環境林を中心に公的主体（県・市町）によって進める間伐等森林整備の面積をいいます。

※2 再造林面積とは、主伐等で伐採された人工林において、植栽を行った面積をいいます。

※3 山地災害危険地区整備着手地区数とは、山地災害危険地区において治山ダム等の整備に着手した地区数をいいます。なお、山地災害危険地区とは、林野庁が定める調査要領に基づき、地形や地質、植生状況等の条件により森林の状態を評価し、崩壊や土砂流出等の危険が高いと考えられる箇所のうち、人家、道路等の保全対象への影響が大きい地区を県が判定したものです。

※4 森林境界明確化面積とは、森林整備を進めるにあたり、現地立ち合いや測量等によって所有者情報を整備した森林の面積をいいます。

※5 目標値が10年間の累計値の指標のうち、現状欄に「参考：R5単年」と記載のある値については、目標値がR6からの累計値であることから、R5単年値を参考として示したものです。

基本方針 2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用した活発な木材生産活動を推進し、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人材の確保・育成、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

【主な指標】

指 標	単 位	現状R5 (2023)	R16 (2034)
県産材素材生産量※ ₁	千m ³	452	612
森林経営計画等の面積※ ₂	ha	45,275	69,290
林業人材育成人数※ ₃	人(累計)	303	1,085
製材・合板(A・B材)工場における県産材需要量※ ₄	千m ³	172	282

※₁ 県産材素材生産量とは、県内の森林から生産される原木の量(体積)をいいます。

※₂ 森林経営計画等の面積とは、森林経営計画や森林経営管理制度に基づく森林経営管理権集積計画を策定し、効率的な森林整備の実施に向け、施業集約化を行った面積をいいます。

※₃ 林業人材育成人数とは、「みえ森林・林業アカデミー」等において研修を修了または受講した人の数をいいます。

※₄ 製材・合板(A・B材)工場における県産材需要量とは、県内の製材工場及び合板工場において取り扱った県内産の原木の量をいいます。

基本方針 3 森林文化及び森林教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林教育の振興を図ります。

【主な指標】

指 標	単 位	現状R5 (2023)	R16 (2034)
森林文化・自然体験施設等の利用者数※ ₁	千人(累計)	1,208	1,401
森林教育に取り組む小学校数※ ₂	校	128	230

※₁ 森林文化・自然体験施設等の利用者数とは、森林公園や長距離自然歩道等の利用を通じて、森林や自然とふれあった人の数をいいます。

※₂ 森林教育に取り組む小学校数とは、森林教育副読本「三重の森林とわたしたちの暮らし」や「みえ森林ワークブック」等を活用して森林教育に取り組む小学校の数をいいます。

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民の森林を育む意識の醸成や森林づくり活動への参画を推進します。

【主な指標】

指標	単位	現状R5(2023)	R16(2034)
三重の森づくり運動参加者数※1	人	14,671 (参考) ※3	19,000
木づかい宣言事業者数※2	者(累計)	43	120

※1 三重の森づくり運動参加者数とは、企業の森や県民参加の植樹祭等の森林づくり活動のほか、ポスターコンクールや森林フェスタ等の森林づくりへの意識を醸成するイベント等への延べ参加者数をいいます。

※2 木づかい宣言事業者数とは、三重県木づかい宣言事業者登録制度に基づく登録を行う事業者等の数をいいます。

※3 現状欄に「参考」と記載のある値については、新たに設定した指標であることから現状値がないものの、R5における類似の取組について参考として示したものです。

第2章 基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

【基本方針1】森林の多面的機能の発揮

1－（1）「構造の豊かな森林」づくり

森林の多面的機能を高度に発揮し、カーボンニュートラルの実現にも貢献する、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適切な森林整備や、低コスト造林を推進し、主伐や伐採後の確実な更新を進めるとともに、花粉の発生を抑えた森づくりや里山の整備など、多様な森林づくりを進めます。

※「構造の豊かな森林」とは

- ・人工林や天然林等の林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林等の樹種の異なる森林
- ・若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林
- ・高木や低木、下層植生など垂直方向の階層構造が多様な森林
- ・これらが複合した多種多様で生物多様性の高い森林

1－（2）県民の命と暮らしを守る森林づくり

頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るため、「災害に強い森林づくり」や、保安林制度、森林計画制度に基づく森林の適切な管理を進めるとともに、ニホンジカ等の野生鳥獣による獣害対策、森林病害虫対策や林野火災の防止に向けた取組を進めます。

1－（3）森林づくりを推進する体制の強化

適切な森林管理を推進するため、市町と連携し、森林計画制度の適正な運用を図ります。

また、効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、航空レーザ測量等による正確な森林資源情報の把握と活用や森林境界の明確化を進めるとともに、公益的機能の発揮が強く求められる森林においては森林の公的な管理を進めます。

さらに、市町において森林経営管理制度に基づく森林の経営管理や森林環境譲与税を活用した取組が円滑に実施されるよう、市町のニーズに合わせたサポートを行います。

【基本方針2】林業の持続的発展

2－（1）林業及び木材産業等の振興

利用期を迎えた森林資源を活用し、林業及び木材産業等を持続的に発展させるため、循環型林業の実現に向けた主伐・再造林を進めるほか、施業の集約化や基盤整備、林業のスマート化等による生産性の向上、低密度植栽や伐採と造林の一貫作業システム等の導入による低コスト化、大型需要等への原木の安定供給体制の構築、林業・木材産業の競争力強化を図ります。

2－（2）森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

将来にわたり森林の公益的機能が高度に発揮されるよう森林を管理・育成するとともに持続的な林業経営を行うために、森林の適切な管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高

いスキルを持った担い手の育成や新たな担い手の確保に取り組みます。また、地域を担う経営意欲の高い林業事業体の育成や地域振興の視点を持った人づくり、地域の実態に応じた林業への異業種企業との連携や外国人材の活用による多様な労働力の確保を進めます。

2－（3）県産材の利用の促進

県産材の利用は、「森林資源の循環利用」をとおした森林整備の促進や林業の活性化につながることから、住宅・非住宅建築物をはじめ、暮らしの中のさまざまな場面で県産材が利用されるよう取組を進めるとともに、合板・製材における県産材利用を進めるほか、県産材の信頼性の向上、木材輸出等の新たな需要への対応、木質バイオマス発電等のエネルギー利用に向けた安定供給体制の構築等を進めます。

【基本方針3】森林文化及び森林教育の振興

3－（1）森林文化の振興

県民の皆さんや地域を訪れる方々が、森林との豊かな関わりを持てるよう、森林や自然、森林文化の持つ魅力を生かした情報発信や観光誘客の取組など、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

3－（2）森林教育の振興

森林・林業に対する県民の理解と関心を深めるため、森林や木と気軽にふれあえる環境の整備や学習機会の提供、森林教育等の指導者の育成等を行います。

【基本方針4】森林づくりへの県民参画の推進

4－（1）県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成

県民の皆さんの三重の森林づくりに対する理解を深め、森林づくり活動への参画につながるよう、さまざまな主体による森林づくりが促進される環境の整備や体制の構築を進めます。

4－（2）木づかいの促進

県民、企業等による県産材の積極的な利用が、三重の森林を守り、育てることにつながることから、「木に親しみ、ふれる」機会の拡大を図るとともに、県産材を利用する意義を積極的に発信し、社会全体で共有することで木づかいの促進を図ります。

第3章 具体的な施策

各基本施策の具体的な施策を次のように定めます。

【基本施策 1－（１）】「構造の豊かな森林」づくり

（１）持続可能な森林づくり

- ・「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用のサイクルを確実なものとするため、植栽密度や下刈り回数の低減のほか、伐採と植栽等を一体的に行う一貫作業システムや成長に優れた苗木等を普及して造林の低コスト化を進めます。
- ・人工林であって地位や地利など自然的・社会的条件に照らして客観的に林地生産力が比較的高いと判断される森林（生産林）については、カーボンニュートラルの実現に向け、CO₂吸収機能をはじめとする公益的機能を発揮しつつ木材生産機能を発揮させるため、主伐及び主伐後の再生林を促進し、若齢林から老齢林まで林分構造の発達段階が違うさまざまな森林が配置される姿をめざします。
- ・林地生産力が高く林道からの距離が近いなど、効率的な施業が可能な森林について、再生林等による森林の確実な更新を進めるため、特に植栽による更新に適した区域に設定するなど、より効果的に再生林の実施を促し、造林未済地の解消と予防を図ります。
- ・主伐後の再生林を確実に実施し、成長が旺盛で花粉の少ない森林への転換に資するため、成長に優れた花粉の少ない苗木の生産量確保と安定供給ができる体制を整備します。
- ・森林資源の有効利用を図りながら適正に森林を管理するため、間伐等の必要な森林整備を着実に進めます。
- ・森林が持つCO₂吸収機能に新たな経済的価値を創出するJ-クレジット制度について、効果的・効率的なJ-クレジット創出手法を普及・啓発し、さらなる森林整備の拡大につなげます。

（２）公益的機能を重視した森林づくり

- ・公益的機能の発揮を重視すべき森林（環境林）については、長伐期施業や針広混交林施業等により、樹種や林種が異なり高木から低木まで階層構造が多様で若齢林から老齢林まで林分構造の発達段階の違うさまざまな森林を育成するとともに、水源かん養機能や生物多様性等の機能が高度に継続して発揮される森林をめざして整備を進めます。
- ・人工林であって地位や地利など自然的・社会的条件に照らして客観的に林地生産力が低いと判断される森林については、公益的機能の発揮のため、自然的条件に応じて帯状または群状の伐採と天然力を生かした広葉樹等の導入により広葉樹林化や針広混交林化を図ります。

（３）多様な森林づくり

- ・木質バイオマス燃料に活用可能な早生樹や特用林産物の生産に有用な広葉樹林の造成等、目的やニーズに応じた多様な生産林の整備を進めます。
- ・地域の実情に応じて、地域固有の広葉樹林や貴重な景観等を形成する森林づくりを進めます。
- ・花粉発生源対策をより一層加速化し、スギ・ヒノキ林を花粉の少ない森林へ転換するため、特定母樹等の種子の生産体制を強化し、効率的かつ着実な供給に努め、花粉の少ないスギ・ヒノキ苗木等への植替えを促進します。

【基本施策 1－（2）】 県民の命と暮らしを守る森林づくり

（1） 災害に強い森林づくりの推進

- ・ 山地災害の復旧、山地災害危険地区対策による山地災害の未然防止など、県民生活の安全を確保するため、保安林機能を向上させるための森林整備等を行うとともに、治山施設の整備等を進めます。併せて、山地災害の未然防止や良質な水の安定供給につながる水源地域の森林整備を進めます。
- ・ 山地災害危険地区の再点検を行うとともに、既存施設の機能強化を含めた治山施設の計画的な維持管理・更新等、長寿命化対策を推進します。
- ・ 航空レーザ測量等により流木発生リスクが高い箇所を把握し、効果的に流木となるおそれのある溪流沿いの森林整備や治山施設等に異常に堆積した土砂や流木の撤去、流域全体の防災機能を強化する森林整備等を実施し、災害に強い森林づくりを着実に進めます。

（2） 森林の保全と保安林制度の推進

- ・ 森林の有する公益的機能の維持や自然環境との調和に配慮した、適正な土地利用を確保するため、林地開発許可制度の適正な運用に努めます。
- ・ 水源のかん養や山地災害の防止など重要な機能を有する森林を適切に維持・管理していくため、保安林の計画的な指定や整備の推進など、保安林制度の適正な運用に努めます。
- ・ 「三重県水源地域の保全に関する条例」に基づき、水源地域内の土地取引等の事前届出制度の的確な運用を図るとともに、市町及び森林所有者等と連携し、水源地域の森林整備や特定水源地域の保安林への指定を推進します。

（3） 森林病虫害対策及び森林災害対策の着実な実施

- ・ 「保全すべき松林」の被害拡大を防止するため、松くい虫防除を実施する市町に対し、効果的な防除が実施されるよう指導及び情報提供等の支援を行い、市町等における防除対策を促進します。
- ・ カシノナガキクイムシによるナラ枯れの拡大を防止するため、被害状況の把握や対策方法等の情報収集に努め、効果的な被害対策が実施されるよう指導及び情報提供を行います。
- ・ 林野火災予防の普及を行うとともに、森林保険への加入を促進します。

（4） 野生鳥獣による被害の低減

- ・ ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため、必要な防護対策を実施するとともに、森林管理署や市町、森林組合等との連携による地域一体となったニホンジカ等の効果的な捕獲を進めます。
- ・ 森林の更新を阻害しているニホンジカの生息密度を低減させるため、効果的・効率的な捕獲技術の普及・啓発を進めます。

【基本施策 1－（3）】森林づくりを推進する体制の強化

（1）国・市町等と連携した森林管理の推進

- ・ 県内4流域（北伊勢、南伊勢、伊賀、尾鷲熊野）の地域森林計画及び市町村森林整備計画に即して、造林・伐採等が実施されるよう、森林計画制度の適正な運用に努めます。
- ・ 国有林や隣接府県との情報共有・連携を図り、適正な森林管理を進めます。
- ・ 市町において、手入りが不足した森林を中心に、森林環境譲与税を活用した森林整備が円滑に進められるよう、市町ごとの課題やニーズに対応した人的・技術的な支援を通じ、県と市町が協働して森林づくりを進められる体制の強化を図ります。
- ・ 適正な伐採と伐採後の更新が行われるよう、伐採箇所の巡視や造林の実施状況の的確な把握など、伐採及び伐採後の造林届出制度の的確な運用を図るとともに、衛星画像等の活用により伐採箇所を効率的に把握し、市町への情報提供に努めます。
- ・ 森林法に基づく新たに森林の土地の所有者となった場合の届出制度の的確な運用や、関係行政機関の連携による情報の共有等を進め、森林所有者情報が整備されている林地台帳の精度の向上を図ります。
- ・ 森林づくりを進めるうえで必要となる森林境界の明確化を効率的に進めていくため、航空レーザ測量等のスマート技術の活用を促進します。
- ・ ドローンや航空レーザ測量等のリモートセンシング技術やクラウドシステム等を効果的に運用できる体制の構築を進め、一連の事務手続きをスマート化するなど、森林・林業全体のDX化を推進します。

（2）森林資源データの整備と情報提供

- ・ 森林組合等が実施する森林境界の明確化等の成果を森林GISに的確に反映し、森林情報の精度の向上を図ります。
- ・ 森林GIS等で管理するさまざまな情報について、インターネットを介して市町、林業事業者、森林所有者等と双方向で情報の共有・更新ができるよう、クラウドシステムの適正な運用とネットワーク化の促進を図ります。
- ・ 人工衛星や航空レーザ測量等のリモートセンシングの技術を活用し、精度の高い森林資源情報等の効果的かつ的確な把握に努めます。

（3）森林の公有林化等による公的管理

- ・ 特定水源地域等の公益的機能の発揮が求められる森林のうち、自然的・社会的条件が悪く林業に適さない場所に位置し、森林所有者による適切な整備が見込めない森林については、森林管理の協定による経営の受託や市町による公有林化、森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用した森林整備の実施など、公的な管理を促進します。
- ・ 県行造林地の適切な森林整備を進めるとともに、伐期を迎えた箇所については計画的な伐採と、伐採後の的確な更新を図ります。

（4）森林の公益的機能発揮に向けての研究

- ・ 森林整備による、土砂流出や流木発生の抑制効果を検証するため、県内各地で実証研究を進めます。

【基本施策 2 - (1)】 林業及び木材産業等の振興

(1) 森林施業の集約化の促進

- ・ 森林施業プランナー等による森林所有者への働きかけにより施業の集約化を進めるとともに、森林経営計画の作成を促進します。また、森林経営管理制度に基づき集積した森林の経営管理について、意欲と能力のある林業事業者への再委託等を促進します。
- ・ 森林所有者や森林境界の明確化、施業履歴等のデータ集積による、精度の高い森林資源情報を活用した森林施業の集約化を促進します。
- ・ 森林所有者から森林組合や認定林業事業者等への森林管理の長期施業委託を促進します。

(2) 多様な原木の安定供給体制の構築

- ・ 製材、合板、木質バイオマス燃料等さまざまな需要に応じた多様な原木を安定的・効率的に供給するため、木材の需給情報の共有を進めるとともに地域の実情に応じた安定供給体制の構築を図ります。
- ・ 中間土場、山土場等を活用した原木の需要先への直送など、商流と物流の分離による原木流通の効率化や低コスト化を図ります。
- ・ 既存の木材需要に加え、新たな大型需要に対しても安定的に原木を供給できる体制を整備し、林業・木材産業の競争力の強化を図ります。

(3) 林業・木材産業の競争力強化とスマート化

- ・ 素材生産の低コスト化に向け、高性能林業機械の導入を促進するとともに、基盤となる林道、林業専用道、森林作業道等の路網をそれぞれの役割に応じて効果的に整備することで、地域の実情に応じた効率的な作業システムの構築を図ります。
- ・ 造林の省力化や低コスト化を図る観点から、伐採と造林の一貫作業システムの導入を促進するとともに、成長に優れた品種の種苗や植栽適期が長いコンテナ苗の生産体制の整備を進めます。
- ・ 品質・性能、価格や供給の安定性の面において競争力のある木材製品や、少量・多品種等のニーズに応じた木材製品を供給するため、サプライチェーンの構築を進めるほか、ICTを活用した効率的な木材加工・流通体制の整備を促進します。
- ・ 航空レーザ測量等による精緻な森林資源情報の把握や、林業現場におけるドローンやICT等の新たな技術の導入を促進するとともに、これらの先端技術を先導的に現場に取り入れる技能者を育成し、林業のスマート化を加速化します。
- ・ 低密度植栽や伐採と造林の一貫作業システム、スマート林業の導入、施業の集約化を促進することにより、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換の実現につなげ、木材生産活動を活発化し、豊富な森林資源を活用した循環型林業の確立をめざします。

(4) 多様な収入源の創出

- ・ 健康・観光・教育などさまざまな分野へ広がっている森林空間の活用への新しいニーズをふまえ、林業だけでなく、農業や観光業、自然体験などさまざまな業種を複合的に組み合わせ、中山間地域の所得向上と定住促進を図ります。
- ・ 森林から生み出される資源を新たな視点で有効に活用した、新商品の開発等を促進します。
- ・ J-クレジットの効果的・効率的な創出手法の普及・啓発により、J-クレジット認証取得の取組を拡大するとともに、民間企業のカーボンオフセットの取組における森林由来のJ-クレジットの活用を促進し、森林整備のための新たな収入源の創出につなげます。

(5) 特用林産の振興

- ・安全・安心な特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進します。
- ・きのこ生産者に対して生産性向上のための技術指導を行うとともに、消費者に対しては安全・安心なきのこ等の情報提供を行います。
- ・空調のための消費電力が少ない高温発生型のきのこや、抗腫瘍効果等の機能性が高いと考えられる新たな食用きのこの人工栽培技術を開発し、生産者に普及します。
- ・菌床きのこ栽培施設やほだ場等の生産基盤の整備に対する支援や、持続的な利用や生産の効率化を図る技術の開発・改良等に取り組みます。
- ・特用林産物の需要拡大に向け、消費者ニーズに対応した商品の開発や販売を促進します。

(6) 効率的な林業生産活動のための研究

- ・育林コストを低減させるため、スギコンテナ大苗等を利用した育林技術の確立や、低コストで実施できる獣害防護柵の設置手法等の検証に取り組みます。
- ・安全で効率的な木材生産を行うための作業システムや、ドローンやICT等の新たな技術を取り入れた林業の効率化に関する研究開発に取り組みます。

【基本施策 2 - (2)】 森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

(1) 林業の担い手の育成・確保

- ・ 林業の新規就業者を確保するため、県内高校生や首都圏等の林業就業希望者に対して就業や移住等に関する情報提供や相談会等を開催するとともに、就業体験や技術研修を行います。
- ・ 林業は他の産業に比べ労働災害の発生率が高いことから、労働災害防止に向けた取組や職場環境の改善等を促し、労働災害の削減を図ります。
- ・ 素材生産量の増大に向けて生産性の向上を図るため、急峻な地形に対応した架線集材に関する技術・知識や高性能林業機械の操作・メンテナンス等の高い技術を持った人材の育成を図ります。
- ・ 森林所有者へ施業提案を行い、地域において施業の集約化を担う森林施業プランナーの技術力向上を図ります。
- ・ 将来にわたる持続的な林業の活性化に向けて、効率的な林業経営や新たな林業の展開等ができる高度な林業人材の育成を図ります。
- ・ 「みえ森林・林業アカデミー」を中心に、関係団体とも連携しながら適正な森林管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った林業人材の育成を図るとともに、他府県の林業大学校や「公益社団法人みえ林業総合支援機構」等とも連携し、新規就業者の確保に努めます。
- ・ 森林経営管理制度の導入など、森林・林業行政における市町の役割が強化されていることから、「みえ森林・林業アカデミー」において市町職員の人材育成を支援します。
- ・ 「みえ森林・林業アカデミー」受講生への受講後のフォローアップ等を実施し、相互の情報交換や技術力の向上を図ります。
- ・ 「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携し、キャリアに応じた人材育成と活動支援を行える体制を強化するとともに、一体的な学びの機会の提供に努めます。
- ・ 森林の整備・保全と林業の活性化を図るため、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町、地域の林業関係者等への技術的支援を的確に実施できる森林総合監理士（フォレスター）や林業普及指導員の育成を図ります。

(2) 地域を担う多様な人づくり

- ・ 林業は中山間地域の仕事の場を創出し、定住を促進するなど、地域活性化に欠かすことができない産業であることをふまえ、中山間地域の振興の視点を持った林業人材の育成を図ります。
- ・ 林業の活性化や中山間地域の振興を図るため、中山間地域の資源を生かした新たな森林・林業ビジネスの展開等ができる先進的で経営センスあふれる人材の育成を図ります。
- ・ 小規模な森林所有者等の自主的な森林整備や素材生産活動を促すため、市町等と連携して、地域経済の活性化にも資する木の駅プロジェクト等の地域における活動を促進し、自伐型林業の活性化を図ります。
- ・ 障がい者が多様な担い手として活躍できるよう、林業と福祉をつなぐコーディネーターの活動への支援等を通じ、苗木生産や木工分野等における福祉事業所との連携の促進を図ります。
- ・ 多様な林業労働力の確保に向けて、異業種との連携や林業事業体間の連携、林業への新規参入や特定地域づくり事業協同組合等の枠組みの活用を促進するとともに、女性の参画の促進や外国人材の受け入れに向けた環境整備を進めます。
- ・ 将来の中山間地域の担い手となる子どもたちへの山村への理解・関心を深めるため、幼少期からの森林教育を推進します。

(3) 林業事業者の育成と経営力の向上

- ・ 地域林業の中核的な役割を担う林業事業者を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を図ります。
- ・ 森林整備の推進や素材生産量の増大を図るため、林業への新規参入の促進や「みえ森林・林業アカデミー」等による人材育成を通じて、事業者の育成・確保を図ります。

【基本施策 2－(3)】 県産材の利用の促進

(1) 県産材の需要の拡大

- ・ 県産材は全国でも見た目や香りにおいて高い評価を得ていることをふまえ、県産無垢材の表面品質の高さをアピールできる製品の販路拡大に取り組みます。
- ・ 尾鷲ヒノキをはじめとする県内の優良材やF S C等の森林認証材の魅力を生かした付加価値の高い製品の販売展開を促進します。
- ・ 木材の輸出を促進するため、アジア圏におけるニーズの的確な把握や、輸出用原木や製品の安定供給に向けた取組を促進します。
- ・ 県内合板工場から生産される合板をはじめとする県産材の利用促進に向け、公共工事における利用や内装材への活用等を推進します。
- ・ 生産性の高い大型製材工場等の大ロットの需要にも安定的に原木を供給できる生産体制の整備を進めます。
- ・ 再造林を考慮した林業の採算性を確保するため、木材販売による収益が相対的に大きい製材・合板向けのA材及びB材の需要拡大に取り組みます。
- ・ 木材利用とカーボンニュートラルの結びつきについて、県民や事業者等の理解を促進し、建築物における県産材利用の拡大を図ります。

(2) 信頼される県産材の供給の促進

- ・ 木材の需要者に安心して使っていただけるよう、規格基準が明確な「三重の木」認証材やJ A S材の普及による県産材の品質向上に努めます。
- ・ 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の改正等をふまえ、県産材の合法性がより一層確保されるよう、関係事業者への情報発信を進めます。
- ・ 県産材の強みを生かした単価の高い地域材製品の生産や細かなニーズへの柔軟な対応を通じて、競争力の強化を図ります。
- ・ 製材工場間の連携を図りつつ、製材品を必要な時に必要な量を納品できる体制を構築して県産材の信頼性を向上させるなど、外材・県外産材から県産材への転換に向けた取組を促進します。
- ・ 小規模・分散的な原木供給の体制から、製材・合板工場等に対する価格交渉力を高めつつ、地域の核となる者が取りまとめ、原木を安定的に供給できる体制への転換を促します。

(3) 住宅建設における木材利用の促進

- ・ 県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、素材生産業者、製材業者、工務店、建築士、等の川上から川下までの多様なネットワークやサプライチェーンを構築し、消費者ニーズにマッチした顔の見える家づくりを推進します。
- ・ 今後の生産増加が見込まれる中・大径材を活用し、住宅等における無垢材の梁桁や内装材としての利用を促進します。
- ・ 住宅メーカー等と「建築物木材利用促進協定」を締結し、連携して県産材の持つ魅力の情報発信を推進します。

(4) 中・大規模施設等の木材利用の推進

- ・ 県産材の利用拡大を図るため、C L Tや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用もふまえ、県や市町が建築する公共施設や民間商業施設等の非住宅分野における木造・木質化を促進します。
- ・ 中大規模建築物や非住宅建築物において、木造・木質化の相談や積極的な県産材利用の提案ができる、技術力を持った建築士の養成を進めます。
- ・ 建築基準法の改正や森林環境譲与税の導入により、都市部を中心に建築物等における木材利用

の動きが活発化していることから、市町や事業者等と連携して、小規模施設を含む建築物の発注者に対する働きかけや支援等に取り組みます。

- ・増加が見込まれる中大規模建築物における木材利用に対し、材料が安定的に供給できるよう、材工分離発注等の材料調達に配慮した手法の普及や、地域における木材供給ネットワークの構築を進めます。
- ・中大規模木造建築物の建築主と「建築物木材利用促進協定」を締結し、連携して県産材の持つ魅力の情報発信を推進します。

(5) 持続可能な木質バイオマス利用の推進

- ・県内における木質バイオマス発電や熱利用など、エネルギー利用に必要となるC材の安定供給体制の構築を進めます。
- ・森林資源のカスケード利用を進めるため、全木集材等の効率的な木材の生産、収集・運搬の仕組みづくりを進めます。また、地域における自伐林家の活動を通じた木質バイオマスの地産地消の取組を促進します。

(6) 新製品・新用途の研究・開発の促進

- ・県産材の利用促進のため、スギ・ヒノキの中・大径材の有効活用や付加価値を高めるための技術開発に取り組みます。
- ・県内の林業事業者や民間企業、自治体等からの要請に応えた研究・開発を行うとともに、その成果を速やかに公表し普及に努めます。

【基本施策 3－（１）】森林文化の振興

（１）森林の文化的価値の保全及び活用

- ・世界遺産や日本農業遺産の制度を活用し、県内の伝統的な林業や森林文化の価値向上と情報発信力の強化を図るとともに、市町、団体等と連携し地域の魅力向上や活性化を促進します。
- ・森林の恵みが豊かな川や海を育み、人の暮らしや食をはじめとする地域の文化を生み出す源流となっていることなど、森林と人の営みに関する情報発信に努めます。
- ・消費者の求める価値が多様化していることから、ジビエや広葉樹をはじめとする新しい価値に着目した森林資源の活用を促進します。

（２）森林文化の体験と交流の促進

- ・三重県が誇る美しい自然景観等の地域資源を活用した、自然体験等のエコツーリズムの取組、林業や田舎暮らし体験等のプログラムを充実させることで、県内外からの誘客を促進するとともに、地域の活力向上を図ります。
- ・都市住民と山村地域の交流の促進や森林文化の体験機会を創出するため、森林を含めた自然を体験できる、森林公園や長距離自然歩道等の自然体験施設の適切な管理に努めます。

（３）里山の整備及び保全の促進

- ・人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守りつつ、自然とのふれあい、活動の場として再生・活用していただくため、地域住民やNPO等による保全活動を促進します。

（４）森林文化の継承

- ・伊勢神宮や熊野古道など、自然や森林と人の営みのつながりにまつわる文化の保全・継承に努めます。
- ・木を活用する伝統産業など「木の文化」の継承・復興に必要な、有用広葉樹種の育成及び安定供給の取組を促進します。

【基本施策 3－(2)】 森林教育の振興

(1) 森林教育に関わる「人づくり」

- ・ 県民の皆さんに森林の公益的機能や森林教育への関心を高めるため、県内各地で開催されるイベントとの連携や各種メディアを活用した情報発信に努めます。
- ・ 豊富な知識や技術を有した指導者のもとで森林教育を推進していくため、育成した指導者に対するフォローアップの取組や、指導者間のネットワークづくりを進めるとともに、地域で活躍する新たな指導者の育成に努めます。

(2) 森林教育に関わる「場づくり」

- ・ 県民の皆さんが気軽に森林・林業や木材にふれ、学びや体験が行えるよう、市町や民間企業、関係団体等と連携協力して、みえ森林教育ステーションをはじめとする森林教育の場の設置や確保を進めます。
- ・ 森林教育を受ける機会を増やすため、森林公園等を活用した体験活動の充実や学校教育や保育現場における森林教育のプログラムの充実、森林や自然体験を重視した自然保育の取組の拡大に努めます。

(3) 森林教育に関わる「仕組みづくり」

- ・ 学校における森林教育を推進していくため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として関係機関や、地域の森林教育指導者とのコーディネートを進めるとともに、授業に取り入れやすい森林教育プログラムを作成するなど、段階的な教育をサポートする取組を進めます。
- ・ 森林教育を通じて、将来の中山間地域の担い手となる人材を育成していくため、地域の課題や特徴を盛り込んだ教育活動の実践や、担い手の育成に結び付く教育活動の充実を図るとともに、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築を進めます。

【基本施策4－(1)】県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進と意識の醸成

- ・森林づくり活動団体や地域住民による森林整備を促進するため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として、基礎的な技術研修や活動に必要な情報提供等を進めます。
- ・森林づくり活動団体の活動の活性化を図るため、市町等と連携した活動への支援を行うとともに、移住者等の森林づくりへの参加を促進します。
- ・企業の森活動のより一層の充実を図るため、企業関係者と地域住民との交流促進など、活動の幅を広げるための支援を行います。
- ・NPO、企業、教育機関、行政等の関係者による森林づくりのネットワークを構築し、多様な主体による植樹等の森林づくり活動を促進します。
- ・森林・緑に関するイベントやコンクール等の開催を通じ、県民の皆さんの森林づくりに関する意識の醸成を図ります。

(2) 緑化活動の促進

- ・県民の緑を大切に思う心を育むため、緑化活動に取り組む団体と連携し、地域の緑を育む活動等を通じ、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。
- ・次代を担う子どもたちの地域における緑を守り育てる活動が継続して実施されるよう、みどりの少年隊等の活動支援に取り組みます。

(3) 三重のもりづくり月間の取組

- ・森林づくりや木づかいの意義を県民で共有し、意識を醸成するための取組を、三重のもりづくり月間（毎年10月）を中心に進めます。

【基本施策4－(2)】木づかいの促進

(1) 暮らしの中での木づかいの促進

- ・家庭や子育てにおける木づかいを促進するため、木の良さを伝えるイベントの開催や情報発信を進めます。
- ・暮らしに取り入れたいくなるような魅力的な県産木製品を表彰するコンクールの実施、木づかい宣言事業者との連携、みえ森林教育ステーションの整備などにより、身近に県産材とふれあえる機会を提供し、日常生活において県産木製品が選ばれる環境の整備を進めます。

(2) 多様な主体との連携による木づかいの促進

- ・県民全体での木づかいを促進するため、PR効果の大きい企業等における木材利用に向けた提案や情報提供を行うなど、さまざまな支援を進めます。
- ・県内の幅広い企業や団体等における木づかいの取組を推進するとともに、木づかい宣言事業者や「建築物木材利用促進協定」の締結事業者と連携して、木づかいや県産材利用に係る積極的な情報発信を行います。

第4章 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

1 数値目標による進行管理

施策の実施状況を確認するため、第1章の2に掲げた基本方針ごとの数値目標について、毎年度の進捗状況を把握します。

2 年次報告及び公表

本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

また、森林審議会等の機会を通じ県民や関係団体の皆さんの意見の把握を行います。

これらの意見の反映を図りながら、効果的な施策を進めていきます。

3 計画の見直し

本計画は、目標年次を令和16(2034)年度に定め、森林づくりの展開方向と目標を実現するために必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

第5章 重点プロジェクト

森林・林業を取り巻く課題や社会情勢の変化等に対応するため、計画期間前半の5年間において、各基本方針の横断的かつ重点的に実施すべき取組を「重点プロジェクト」と位置づけて、4つの新たな「重点プロジェクト」に注力して取り組むこととします。

① 「新しい林業」推進プロジェクト

ア. 現状と課題

県内の森林は、利用期を迎えた 50 年生を超える民有林人工林が約 8 割を占め、森林資源が充実している状況となっています。この豊富な森林資源を活用し、持続可能な林業を確立するとともに、カーボンニュートラルの実現に向け、CO₂ 吸収機能の高い森林へ転換していくためには、主伐・再造林を促進していく必要があります。

一方で、主伐による木材販売収入に対して、再造林や保育等に要する経費が高くなっていることが要因となり、主伐・再造林が進んでいない状況です。

こうしたことから、伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換していく「新しい林業」を推進していくため、新しい技術を活用した生産性・安全性の向上、成長の早い苗木の活用や低密度植栽等による低コスト化を図るとともに、林業生産の基盤となる路網の整備を進める必要があります。

イ. プロジェクトのねらい

- 林業現場におけるスマート技術や低コスト造林技術の導入、林道・林業専用道・森林作業道等の路網の効果的な整備を促進し、林業生産コストの低減を図り、伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換する「新しい林業」の実現をめざします。
- 「新しい林業」を実現することにより、主伐・再造林を進め、県内の豊富な森林資源を活用した持続可能な循環型林業の確立を図ります。
- 主伐・再造林が促進されるとともに、成長が早く花粉の少ない苗木への植替えを促すことで、CO₂ の吸収が旺盛で花粉の発生量が少ない森林への転換を図ります。

ウ. 手法

- ICT等の技術に精通し、各地域の林業事業者において、スマート林業の導入について先導的な役割を果たす技能者の育成、スマート技術を活用した機器導入等への支援
- 伐採や搬出作業で使用した林業機械を活用した地拵えや苗木運搬等により、造林作業の効率化を図る一貫作業システムの導入等の再造林コストを低減させるための技術や知識の普及
- 植栽適期が長く、伐採と植栽を一体的に行う一貫作業システムに有効な植栽時期を選ばないコンテナ苗生産への支援
- 下刈り回数の削減に寄与する成長が早い苗木の増産に向けた採種園の整備や種子及び苗木生産者への支援
- 木材生産の基盤となる森林作業道等の路網開設への支援

エ. 成果指標

成果指標	「新しい林業」に取り組む事業者数
R11 (2029)	34 事業者

※「新しい林業」に取り組む事業者数とは、ICT等のスマート技術の導入や低コスト造林に取り組む林業事業者の数をいいます。

② 林業の担い手確保・育成プロジェクト

ア. 現状と課題

少子・高齢化の進展により、平成7（1995）年から県内の労働の中核的な担い手となる生産年齢人口（15歳から64歳までの人口）は減少が続いており、今後も、同様に減少傾向で推移すると推計しています。また、本県における林業就業者数は、長期的に減少傾向となっており、昭和55（1980）年には3,912人であった林業就業者が、令和2（2020）年の調査では930人と、4分の1以下にまで減少しています。

一方で、期待が高まっているCO₂吸収機能をはじめとする森林の多面的機能を持続的に発揮していくためには、主伐・再造林や森林環境譲与税を活用した森林整備をより一層促進していくことが必要となっていますが、これに対応できる林業労働者が不足しています。

このことから、社会状況の変化やニーズに対応し、新たな視点や多様な経営感覚を備えた、次代の森林・林業を担う人材を確保・育成していくため、新規就業者から既就業者までの各段階に応じた総合的な取組を強化していく必要があります。加えて、主伐後の再造林や保育、苗木の生産等の場面において活躍する、異業種の企業等との連携を促進するなど、多様な林業労働力を確保していくことも必要です。

イ. プロジェクトのねらい

- 一貫した林業人材の確保・育成や活動支援を行える体制を構築することで、増大する主伐や再造林、保育等に対応できる労働力の確保を図ります。
- 林業における労働安全性の確保や労働環境の改善を進め、林業への就業意欲の醸成や新規就業者の定着率の向上を図ります。
- 伐採と造林の一貫作業システムを促進し、施業の効率化を図るとともに、再造林等の作業において異業種や外国人材等の活用を促進し、人口減少に対応した将来にわたって労働力を確保できるシステムの構築をめざします。

ウ. 手法

- 「(公社) みえ林業総合支援機構」と連携した、就業ガイダンスや林業体験ツアー等の新規就業者確保対策の推進のほか、林業事業体と異業種や外国人材等との労働力のマッチング
- 「みえ森林・林業アカデミー」における、主に既就業者を対象とした林業人材の育成や、異業種・外国人材等の新たな労働力の活用促進に向けた講座運営
- 労働安全衛生指導員の養成や安全作業に寄与する機材等の導入支援
- 異業種や外国人材等が活躍できる施業モデルの構築や、林業事業体における受け入れに必要な研修等の実施に向けた支援
- 幼児教育や学校教育現場における森林教育プログラムや自然体験機会の充実

エ. 成果指標

成果指標	新たに林業に従事する多様な労働者数
R11（2029）	300人

※新たに林業に従事する多様な労働者数とは、新規就業者に加え、異業種や県外の林業事業体等も含めた県内で林業作業に従事した者の数をいいます。

③ みえの木づかい推進プロジェクト

ア. 現状と課題

住宅をはじめとする建築物全般の着工数が減少傾向にある中、県や市町による「木材利用方針」の策定や森林環境譲与税の導入により、公共建築物における木造・木質化は拡大してきていますが、さらなる木材需要の拡大に向けては、民間の非住宅建築物における木材利用を促進していく必要があります。

また、炭素を長期的に固定することに加え、材料製造時のCO₂の排出が少ない木材の特性とカーボンニュートラルの結びつきについて、設計士や工務店、製材事業者等と連携し、県民や事業者等へのPRや普及に取り組み、木材利用に対する理解の促進を図ることが重要です。

さらに、中大規模の木造建築物において県産材が選択されるためには、木材の調達が課題となることから、安定的かつ効率的に木材供給が可能な体制を構築する必要があります。

イ. プロジェクトのねらい

- 行政関係者、事業者、工務店、建築士、製材事業者等と連携し、木材を利用することがカーボンニュートラルの実現と密接につながることにについて理解を深めることにより、非住宅建築物県産材利用を促進します。
- 県産材が安定的かつ効率的に供給できる体制が整備されることで、建築物において県産材が優先的に選択される社会の構築を目指します。

ウ. 手法

- 非住宅木造建築物の設計への支援
- 建築物の木造・木質化の提案ができる建築士の育成
- 木づかい宣言事業者登録制度と三重県木材CO₂固定量認証制度をリニューアルし、中大規模木造建築・木質化によるCO₂固定量を認証・登録する制度を創設
- 木づかい宣言事業者や「建築物木材利用促進協定」の締結事業者と連携した県産材利用の情報発信
- 中大規模木造建築物の建築において、材工分離発注等により木材の供給ができる体制を県内各地に構築
- 民間需要に対応できる設計士や工務店、木材コーディネーターとのネットワークの構築

エ. 成果指標

成果指標	木づかい宣言事業者等による二酸化炭素固定量（累計）
R11（2029）	600t-CO ₂

※木づかい宣言事業者等による二酸化炭素固定量とは、木づかい宣言事業者等の建築物等における木材利用によるCO₂固定量として県が認証した量をいいます。

④ みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト

ア. 現状と課題

県では、令和6（2024）年度からみえ森と緑の県民税第3期制度を開始し、県民全体で森林を支える社会づくりを一層進めることとしています。また、令和2（2020）年10月には、これまでの森林環境教育・木育をさらに発展させるため、「みえ森林教育ビジョン」を策定し、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築等に取り組んでいます。

さらに、令和3（2021）年2月には、知事が県議会において、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、県民全体で森林を支える社会づくりの実現に向けた気運を高める絶好の機会となる、全国植樹祭の令和13（2031）年招致を表明しました。

これらのことをふまえて、令和13（2031）年の全国植樹祭招致に向けて、これまで以上に県民や企業等における森林づくりへの意識の醸成を進めるとともに、さまざまな主体による森づくり活動が展開されるよう、森づくり活動に関わる関係者の連携や、学校教育現場を中心とした子どもたちへの森林教育に取り組んでいく必要があります。

イ. プロジェクトのねらい

- 令和13（2031）年の全国植樹祭招致に向けて、県内全体で森林づくりへの気運が醸成され、県内各地でさまざまな主体が連携した森づくり活動を展開している姿をめざします。
- 幼児教育や学校教育現場において森林教育が導入され、将来にわたって県民が森林づくりに関わり、森林を守り育てようとする意識が醸成される教育体系の構築を進めます。

ウ. 手法

- みどりの少年隊をはじめとする森づくり活動団体やNPO、企業、教育機関、行政等で構成する「三重の森づくりネットワーク」を通じて関係者が連携し三重の森づくり運動を展開できる体制を構築
- 森林フェスタの開催やみえ森林教育ステーションの整備を進め、森林とふれあえる場や機会を創出
- 地域の学校教育現場での森林教育で活躍する指導者の育成や活動への支援
- 森林由来のJ-クレジットを購入する企業と森林づくり活動機会のコーディネートを通じた新たな企業の参画促進

エ. 成果指標

成果指標	三重の森づくりネットワーク会員数
R11（2029）	100 団体

※三重の森づくりネットワーク会員数とは、三重の森づくりネットワークに参加する企業・NPO・教育機関・行政等の団体数をいいます。